

## 特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会（第7回）

### 議事要旨

- 1 日 時 令和5年12月12日（火）14:00～16:00
- 2 場 所 中央合同庁舎6号館B棟 公正取引委員会 官房第1会議室（11階）
- 3 参加者 委員名簿（別紙）参照
- 4 議 題 検討会報告書（案）
- 5 議事概要

（1）冒頭、事務局から検討会報告書（案）について説明を行った後、検討会報告書（案）について議論が行われた。各委員から出された意見等は以下のとおり。

#### ア 「第2 本法第3条第1項による委任事項」について

- 「1 業務委託事業者及び特定受託事業者の名称」に関しては、紛争解決等の場面も考慮すると若干の心配もあるが、特定可能な名称という条件の下で、結論としては報告書（案）に記載されている内容でよいのではないかと考えられる。ただし、結論を導く理由として、「実際の氏名を用いない取引も一定程度あるという実態を踏まえ、…明示事項として義務付けることが必要とまでは考えられない。」（資料2頁38行目）と記載されている点については疑問がある。現状の実態を変えることに対する懸念があることは理解するが、明示事項を氏名に限定せずともよいと考えられる理由は、むしろ、資料3頁に記載されているとおり、フリーランスとして個人の氏名を明示することに伴うトラブルやプライバシーの問題に対する懸念を踏まえれば、少なくとも現時点では明示事項としない方がよいということにあるのではないかと考えられる。現状の実態を理由にするのではなく、現状を維持する方が妥当なのか、あるいは現状を変えて明示事項とすべきかという点が重要であるため、その実質的な理由をもう少し挙げる方がよいのではないかと考えられる。

「2 知的財産権の帰属」に関しては、結論に異論はないが、記載振りについては、より分かりやすくすべきであると思う。資料3頁35行目の(1)では、実質的に知的財産権が関わってくるような局面においては明示しなければならないとされており、これは特定受託事業者の給付の内容の中に実質的に含まれているという意味だと理解している。しかし、3頁32、33行目には、知的財産権の譲渡・許諾等が関係ない業種もあり、義務付けるとかえって混乱を生じさせることから、「必ずしも明示事項として義務付けることは必要とまでは考えられない」と記載されており、この記載を読むと明示事項となっていないようにも読めてしまう。誤解が生じないように記載を工夫していただきたい。

「4 交通費、宿泊費、材料費等の諸経費」に関しては、報酬の額として示された金額の中に諸経費が入っているのか否かは実質的な報酬に関わる重要な点であるため、その諸経費の金額まで示す必要はないにしても、どのようなものが報酬に

含まれており実質的な報酬が幾らであるかは明確にすべきではないか。

「5 違約金・罰金」に関しては、損害賠償額の予定や違約金条項というような用語が民事法では使われるため、文言を工夫していただきたい。

- 「2 知的財産権の帰属」に関しては、飽くまでも独立した明示事項として義務付ける必要はないということであるため、「独立した」との文言を入れていただきたい。また、給付の内容に含まれる旨を分かりやすくしていただきたい。

「4 交通費、宿泊費、材料費等の諸経費」に関しても、独立した明示事項としていないだけであって、諸経費が発生する場合には報酬額の一部として明記が義務になるという考え方であると理解していた。諸経費が報酬額の一部であるのに支払われない場合には減額として問題になるという点についても、明示されていなければ減額として問題視することもできないのではないか。諸経費の金額が明らかになっている必要はないと思うが、諸経費が発生する場合はその取扱いについて明示する必要がある旨は記載していただいた方がよい。

これらの点も踏まえ、「【明示事項とする項目の方向性】」の表（資料6頁）について、それぞれの項目に強弱をつけてほしいと考えている。本報告書で強弱をつけられないのは仕方がないとしても、ガイドラインではしっかり強弱をつけていただきたい。また、可能であれば、「③ 特定受託事業者の給付の内容」の部分に、知的財産権が発生する場合は知的財産権の帰属の取扱いを含む旨を、「⑦ 報酬の額」の部分に、諸経費が発生する場合は諸経費の取扱いを含む旨を、それぞれ括弧書きで入れていただきたい。この部分は下請法の記載と揃えているとのことだが、下請法の場合、下請業者に委託する際には諸経費が全体の価格に含まれているのが一般的であるという前提があり、あえて諸経費に言及されていないのだと思うが、フリーランスの場合の報酬は基本的に人件費という扱いで交渉することが多いため、諸経費に関しては発注者とフリーランスとの間で別途しっかりと話し合いをしておかなければならないという点は下請法とは事情が異なるのではないか。

- 「第2 本法第3条第1項による委任事項」の内容自体については細かい点も含めて修正すべき箇所はないと思っているが、記載振りの観点では、例えば、「明示事項として義務付けることが必要とまでは考えられない」（資料2頁25行目）、「明示事項とすることが考えられる」（資料3頁7行目）、「明示事項として義務付けることが必要とまでは考えられない」（資料4頁16行目・29行目、5頁11行目）、「明示事項とすることが必要とまでは考えられない」（資料5頁30行目）といった記載振りの違いがある。また、資料3頁32行目には「必ずしも明示事項として義務付けることが必要とまでは考えられない」との記載があり、「必ずしも」との文言があえて付加されているように見える。報告書（案）は政令、規則、ガイドラインそのものになるわけではないため、例えばガイドラインと比較して考える必要はないと思うが、公正取引委員会がこれまでに作成・公表しているガイドラインの中には、それぞれの事柄について考え方の濃淡を示すような文言の使い分けがよく

見られる。本報告書においても、義務付けることが必要とまでは考えられないのか、必ずしもそうとまではいえないのか、そもそも必要ないのかといった濃淡について、報告書を読んだ者が理解できるような表現とすべきである。独立した項目として明示事項になるかどうかについても、規則・政令を定めていく際の本検討会としての考え方や位置付け等が文言の記載振りからはっきりと分かるような表現にするのがよい。

「2 知的財産権の帰属」に関して、報告書（案）の内容そのものではないが、資料3頁の脚注1で下請取引適正化推進講習会テキストが引用されているところ、飽くまでテキストの記載であり、下請法にひもづいているガイドラインそのものではない。また、報告書（案）において、知的財産権の帰属について「作成の目的たる使用の範囲を超えて…」（資料3頁35行目）といった考え方を示すこと自体はよいとしても、この作成の目的たる使用の範囲というものを発注者側が一方的に又は包括的に設定することによって、帰属の問題について特定受託事業者が不利益を被ってしまう場合には、明示したとしてもその意味をなさないということになり得る。そのため、ガイドラインを作成する際には、作成の目的たる使用の範囲の明示の仕方について、どのような点に留意すべきかをある程度丁寧に説明した方がよい。

- 「1 業務委託事業者及び特定受託事業者の名称」に関して、実名にこだわるわけではないが、やはり契約の相手方が誰であるのかをお互いに知った上で契約を締結するということが重要な点であるので、その点をもう少し記載した方がバランスがよいのではないかと。本検討会報告書が公表された後、規則やガイドラインが作られていくと思うが、規則レベルで、契約を締結する相手方にたどり着けるような、もう少し限定した記載とすることは難しいだろうか。また、ガイドラインでは、リスクを踏まえ、相手方を確かめることが重要である旨を踏み込んで記載した方がよいのではないかと。現状がこうだからという記載だけではなく、今の社会の流れを考えれば透明性のような観点も求められるのではないかと考えており、両方のバランスを見て結論を出した方が報告書としてバランスが取れたものになるのではないかと。
- 「4 交通費、宿泊費、材料費等の諸経費」に関して、独立した明示事項としなくても、明示することが「望ましい」という記載ではなく諸経費が発生する場合は明記する「必要がある」という記載振りにしていただきたい。発注時には諸経費の金額等が不明な場合もあるため明示事項として義務付けるのは難しいのではないかと意見もあるが、知的財産権の帰属に関しては、「知的財産権を自らに譲渡・許諾させることを含んで発注する場合には、…知的財産権の譲渡・許諾の範囲を明確に記載する必要がある」（資料3頁36行目）との記載振りになっている。これと同様に、例えば、諸経費をフリーランス側に負担させる場合にはその範囲を明確に記載する必要があるといった記載ができるのではないかと。書いても書かなく

てもよい、明示することが望ましいというレベルでは、今生じている諸経費に関するトラブルはなくなるのではないかと懸念している。

「1 業務委託事業者及び特定受託事業者の名称」に関して、実際に活躍しているフリーランスには、個人情報漏洩、ストーキング、誹謗中傷等の懸念から、本名や素性を明かさないう芸名やハンドルネームの形で活動している者が多数存在する。本人確認をすべき旨を踏み込んで書くと、本法はフリーランスを守る目的の法律であるにもかかわらず、そのような者の取引機会損失を促す形になってしまい、よくないのではないかと懸念している。

- 「第2 本法第3条第1項による委任事項（業務委託をした場合に明示しなければならない事項）」全体に関して、厳しい規制にしてしまうと発注控えにつながるという表現が何箇所かあるところ、発注控えというキーワード自体は本法の立法段階から何度も使われていることは重々承知しているが、果たして本当に発注控えにつながるのかという疑問がある。今までは正社員がやっていた仕事を非正規社員や派遣社員がやるようになり、徐々にそれを下請企業にやらせるようになってきて、今は更にそれをフリーランス個人にやらせるという流れが一定程度ある中で、フリーランスに係る取引への規制が厳しくなったとしてもフリーランスへの発注が減るということはそれほど生じないのではないかと懸念している。発注者側に過度の負担をかけないようという趣旨で記載するのは構わないが、過度の負担をかけると必ず発注控えにつながるかのように読めてしまう表現は避けていただきたい。

「1 業務委託事業者及び特定受託事業者の名称」に関して、「実際の氏名を用いない取引も一定程度あるという実態を踏まえると、フリーランスに係る取引の機会に影響が及ぶことも考えられるため、実際の氏名までも明示事項として義務付けることが必要とまでは考えられない」（資料2 頁目38行目）との記載があるが、匿名取引を積極的に推奨しているように読めてしまう懸念がある。明示事項を実名に限定しないという結論自体に異存はないが、怪しい者と取引してしまったという相談も実際に一定数あることを踏まえれば、原則としてはできる限り氏名を明示すべきだがハンドルネーム等でも特定ができるのであれば構わないといったような記載振りにしていただきたい。例えば、既に活躍しているフリーランスであれば、実名を出さずSNS等のアカウント名でも取引の相手方も安心して取引できるということは理解しているが、むしろそうではない、素性も分からず有名でもないような者が匿名で取引をしていくことには疑問があるため、記載振りを含めて検討いただきたい。

「4 交通費、宿泊費、材料費等の諸経費」に関して、資料4 頁目31行目のなお書の記載を見ると、フリーランス側が最初に自分で支払い、後から発注者側に請求するような諸経費のみが想定されているように読めるが、実際のフリーランスの取引では、最初に発注者側が一定の負担をしていて、それを事後的にフリーランス側に支払うように求めて報酬から控除するというケースも多くある。例えば、運送

業者であれば、発注者側が支払っている自動車保険料等について、後からフリーランス側に支払うように求めて報酬から差し引くケースである。「報酬の額」というと、基本的には発注者からフリーランスに対して支払うものしか想定されておらず、逆に発注者からフリーランスに対して支払を請求するものが含まれないため、そのような諸経費がある場合には明記することが望ましい、あるいは明記することが必要であるとガイドラインに記載していただきたい。発注者が先出しで支払っておいて後からフリーランスに請求するものを「報酬の額」に含められないことは理解しているため、そのような諸経費がある場合には事前に明らかにしておいた方がよい旨を記載していただきたい。諸経費として様々な項目があり得、様々な金額がかかることは理解しており、具体的な金額まで最初から明示しなければならないと主張するつもりはない。場合によってはどのような項目が発生するかについてすら分からない場合もあると思われるため、その場合には、考えられる諸経費について発注者側とフリーランス側のいずれの負担であるかという原則的なルールを記載しておき、その他の諸経費については別途協議するという書き方でそれはそれでよい。フリーランスが先に支払って後から発注者に請求するパターンと発注者が先に支払ってフリーランスに請求するパターンのどちらも記載していただきたい。

「5 違約金・罰金」に関しても、考え方をできる限りガイドラインで明確に示していただきたい。不当な違約金を報酬から控除する場合には本法第5条の減額になり得るということは明確かつ丁寧に示していただきたい。

- 「例えば、『報酬の額』における諸経費の取扱いを明記しておくことが望ましいといったように、諸経費に係る考え方をガイドライン等で明らかにする」（資料4 頁目32行目）という部分には当団体の会員企業からも賛同が多く集まった。また、発注者が先に支払って後からフリーランスに請求するという逆のパターンも含めていただいて結構である。原則的なことを「望ましい」という形でガイドラインに記載することは、事業者側にも受け入れられていると考えている。他方で、下請事業者にとって、燃料代や部品・原材料費等様々な諸経費が上昇しているところ、値上がりのたびに個別に対応するのは難しく、また、諸経費を含めた金額を提示する場合もあるため、諸経費を厳しく特出しして取扱いを分けることになると負担が大きいという声も届いている。
- 諸経費の箇所の記載振りは、例えば、「2 知的財産権の帰属」の箇所と合わせて、例えば、業務遂行に係る諸経費を特定受託事業者負担させる場合には、業務委託事業者は、明示事項とする「報酬の額」の一部として特定受託事業者が負担する諸経費の範囲を明確に記載する必要があるというような記載振りに、すなわち、フリーランス側に負担させる場合には記載しなければならないというような記載振りにすれば、全ての諸経費の金額や項目をリストアップする必要はなくなるため、トラブルを防ぐことができ、記載振りとしても違和感はないのではないか。

なお、当初の発注時点では諸経費が発生すると思われなかったため諸経費について明示していなかったものの、途中で諸経費が発生することが判明してその諸経費をフリーランス側に負担させようという場合には、これは契約条件の変更になると思われるため、諸経費が発生することが判明した時点で協議し、条件明示すべきと考えている。

- 報酬の額は、契約締結時・発注時に書面等で明示するという事になっているが、委託を受けた業務に着手した後に諸経費がかかることが判明するという事は当然あり、それが受注者であるフリーランス側の負担になるという話になれば、確かにトラブルを発生させることになる。ただし、本法第3条で明示しなければならない事項は発注時点で即時的に明示しなければならない事項であるため、諸経費の取扱いについて、発注時点で即時的に明示しなければならないのか、一定の場合には明示しなければならないのか、明示することが望ましいのかといった点は、契約締結時・発注時というタイミングとの関係も考える必要があるのではないかと。
  - 契約締結時には、細かな諸経費は別として、少なくとも、材料費、交通費、宿泊費等予想される主な諸経費のうち、フリーランス側に負担させるものについては明示しなければならないというイメージを持っている。発注後に様々な費用が高騰したためフリーランス側にも一部負担させるというのは正に契約内容の変更になるため、一方的には変更できず、合意によって変更することはあり得るものの、何が発点なのかが明確でなければ何を基準にやり取りすべきかが分からず、トラブルが長引くことになるのではないかと。
- イ 「第3 本法第5条第1項柱書による委任事項（本法第5条の規定の対象となる業務委託の期間）」について
- 記載内容に基本的に異存はないが、業務委託の期間の考え方について「特定業務委託事業者が業務委託をした日を『始期』、特定業務委託事業者が業務委託に係る給付を最後に受領することとなる日を『終期』とする期間」（資料9頁14行目）とする旨が記載されているが、世間一般の考え方とずれる可能性もあるため、考え方を是非ガイドラインで明確にしていきたい。例えば、「業務委託をした日」について、発注した日とは別の日に業務委託契約書等を作っていたり契約開始日がそれより後の別の日に設定されていたりすることもあるため、契約書に書かれている日ではなく発注した日を基準とするのであればその旨をガイドラインに明記していきたい。また、「給付を最後に受領することとなる日」についても、場合によっては給付があった後に検収期間が別途用意されていることもあり、そのような検収期間等は関係なく飽くまでも最初に約束した最後の給付受領日であるということであれば、その旨をガイドラインに記載しなければ混乱が生じるのではないかと。

契約の同一性に関して、資料10頁18行目のように、発注者が同じであれば全て同

一性ありとすべきという考え方もあり得るところではあるが、やはり条文を素直に読めば、飽くまでも業務委託が同じものであれば同一性があるということで判断するのがよいのではないか。ただし、同一性をどのような範囲で認めていくかという点は非常に難しいため、ガイドライン等で考え方について充実した記載をしていただきたい。

- 「特に、現在下請法の規制対象となっていない小規模な発注事業者において本法第5条の理解が進むよう、本法の周知広報を徹底的に行うことが求められると考える」（資料11頁13行目）との記載があるが、現在下請法の規制の対象となっていない小さな事業者からは本法の施行による混乱を懸念する声もあるため、広報活動はしっかりと行っていただきたい。
- 個別契約があったとしても基本契約ベースで判断すること（資料10頁の32行目）に関しては、異存はなく、妥当だと考えている。この点について、厚生労働省が担当する就業環境の整備に関する条文における考え方と整合性が取れるよう調整いただき、また、最終的にはガイドライン等で分かりやすく記載していただきたい。

#### ウ 「第4 その他の委任事項」について

- 内容に全く異存はない。アカウントが停止された場合（資料12頁22行目）について記載されているが、アカウントの利用停止の場合を想定したこのような記載をガイドラインに是非とも入れていただきたい。
- アカウントが停止された場合に関して、このようなアプリ等を用いるのは通常規模が大きい事業者であり、受注者側となるフリーランスは相当な弱者であることが多いと思われる。公正取引委員会においてはプラットフォーム事業者等に対して様々な対応を行っていると理解しているが、この点は今後の見直しにおいても留意していただき、何か問題があれば対応のレベルを上げるなどの対応が必要なのではないか。

#### エ 「第5 おわりに」について

- 「ガイドライン等において考え方を明らかにすべきである」（資料15頁8行目）との記載があるところ、ガイドラインが担う役割は大きい。規則のみの説明ではなかなか伝わらないことがあるため、発注者側・受注者側の双方にとってトラブルがないようにするという観点から、是非ガイドラインとセットできめ細かな説明・周知をしていただきたい。

また、「速やかに政令や公正取引委員会規則を策定することが期待される」（資料15頁4行目）との記載があるが、施行日が決定したというタイミングも、中小企業・小規模事業者に対して本法をPRする一つの大きなチャンスであるため、施行日を早めに決めてアナウンスしていただきたい。例えば、毎年11月は下請取引適正化推進月間となっているため、同月間の初日の11月1日を施行日として、同月間の取

組に合わせて周知できれば有り難い。

- 「第5 おわりに」には、何かあれば見直しすべき旨も記載すべきではないか。  
周知・PRについては、特に現在下請法の対象となっておらず対応を行っていない事業者にとって本法は突然対応を求められるものとなるため、十分な周知・PRしなければ大変なことになる。政府全体でしっかりとPRする体制を作っていただきたい。
- 周知・広報活動に関して、本法はありとあらゆる業界、業種、職種の者に関わる法律であるためカバレッジが広く、対象となるフリーランスも何百万人というわけであって、本法の施行まで残り1年もないことを踏まえれば若干の不安が拭えないため、公正取引委員会において取り組んだことがないような方法も含めて、周知・広報活動を徹底していただきたい。
- 本法をきっかけにかえってトラブルが起こるようなことにならないよう、ガイドラインも含め、十分に周知を図っていただきたい。関係省庁との連携については言及があるが、フリーランスを様々な形で支援している各団体とも是非連携して、周知・広報等に努めていただきたい。
- 何かあれば見直していく旨も可能であれば記載していただきたい。現時点では、大々的に現状から変えるのが難しいという理由で落ちてしまったものもあると思うが、時期が経てば、あるいは、本法が施行された後に新たな問題が出てくれば、当然見直しは必要になるため、是非そのような文言も入れていただきたい。フリーランス・トラブル110番からも、新たな問題等が出てきた場合には、関係省庁にフィードバックしたいと考えている。

## (2) 自由討議の結果

今回の議論の結果を踏まえた修正及び形式的・技術的修正については座長に一任することとされた。

また、座長から、検討会委員への謝辞とともに、本検討会の議論は本法に命を吹き込むような作業であったことや委員による熱心な議論が公正取引委員会における政令、規則及びガイドラインの検討に生かされ、発注者、受注者ともに利益となるような取引の適正化につながるものであった旨の発言があった。

以上

(文責：公正取引委員会事務総局 速報のため事後修正の可能性あり。)



特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会  
委員名簿

- 及川 勝 全国中小企業団体中央会 常務理事
- 岡田 直己 青山学院大学法学部 教授
- 加藤 正敏 日本商工会議所 産業政策第一部長
- 鹿野 菜穂子 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
- 座長 武田 邦宣 大阪大学大学院法学研究科長・法学部長、教授
- 仁平 章 日本労働組合総連合会 総合政策推進局 総合局長
- 平田 麻莉 一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・  
フリーランス協会 代表理事
- 森田 茉莉子 森・濱田松本法律事務所 弁護士

(五十音順、敬称略、役職は令和5年8月3日現在)

(オブザーバー)

内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局  
厚生労働省  
中小企業庁